

審査請求制度に係るよくある質問及び応答集

目 次

- Q 1 社会保険審査官及び社会保険審査会への審査請求制度とはどのようなものですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- Q 2 行政不服審査法と社会保険審査制度との関係について教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- Q 3 社会保険審査官に対して審査請求をした事項について、社会保険審査官の決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- Q 4 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）に「不服がある者」には、どのような者が含まれますか・・・・ 4 ページ
- Q 5 例えば、健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法上の処分（決定）について不服がある場合に、直接裁判所に訴えを提起することができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- Q 6 審査請求はいつでもできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- Q 7 審査請求の手続きはどのようにして行うのですか・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- Q 8 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決により、請求人が不服申立てした審査請求の内容が認められることになった場合はどのような手続きが必要ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- Q 9 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、処分（決定）があったことを知った日の取扱いについて教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

- Q 1 0 審査請求書を郵送する場合において、審査請求期間には、郵送に要した日数は算入することができますか。また、郵送に要した期間に郵便の消印日は算入することができますか・・・・・・・・・・ 7 ページ
- Q 1 1 全国健康保険協会及び日本年金機構等が行った処分（決定）を受けた者に替わって代理人が審査請求することができますか・・・・・・・・ 8 ページ
- Q 1 2 利害関係人とは、どのような者が指定されますか・・・・・・・・ 8 ページ
- Q 1 3 社会保険審査官が行う審査請求の対象とならないものを具体的に教えてください・・・・・・・・ 9 ページ

Q 1 社会保険審査官及び社会保険審査会への審査請求制度とはどのような
ものですか

A 1 審査請求制度とは、健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法等の各法に規定される特定の事項についての被保険者、被保険者であった者並びに事業主その他利害関係者の権利の救済を簡易迅速に行うため、及びこれらの各法の適正な実施を確保するために設けられたものです。そして、その機関として地方厚生（支）局に社会保険審査官が置かれ、厚生労働省に社会保険審査会が置かれています。

Q 2 行政不服審査法と社会保険審査制度との関係について教えてください

A 2 行政不服審査法は不服審査に関する一般法としての性質をもち、行政処分についての不服申立てについて、特別の定めがない限り、行政不服審査法の規定が適用されます。

これに対し、健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法等の各法は、特別法としての立場に立ち、例えば、健康保険法第189条（被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に対する不服申立て）、厚生年金保険法第90条（被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に対する不服申立て）等の各法に定められた規定はその規定の限度において行政不服審査法の適用が排除されることとなります（健康保険法第191条及び厚生年金保険法第91条の2）。しかし、特別の定めのない事項については、行政不服審査法によることとなります。

Q 3 社会保険審査官に対して審査請求をした事項について、社会保険審査官の決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができますか

A 3 社会保険審査官が行った決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできません（社会保険審査官及び社会保険審査会法第17条の2）。

なお、健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法等の各法に「・・・社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」とする規定があり、再審査請求の途が開かれています。

Q 4 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者の処分（決定）に「不服がある者」にはどういう者が含まれますか

A 4 各法の処分（決定）に「・・・不服がある者・・・」とは、審査請求及び再審査請求の対象である処分（決定）によって直接的に権利を侵害された者を言います。

Q 5 例えば、健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法上の処分（決定）について不服がある場合に、直接裁判所に訴えを提起することができますか

A 5 健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の処分のうち、
（1）被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分
（2）保険料その他健康保険法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促及び滞納処分
の取消訴訟は、これらの処分についての審査請求又は再審査請求に対する社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決を経た後でなければ

ば提起することはできません（健康保険法第189条及び190条、国民年金法第101条、厚生年金保険法第90条及び91条、これらを審査請求前置主義といいます）。

Q 6 審査請求はいつでもできますか

A 6 社会保険審査官又は社会保険審査会に対する審査請求は、処分（決定）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。この期間を経過したときは、原則として審査請求は認められません。しかし、請求期間が経過したことについて正当な理由があると認められた場合は受理されます。

ただし、被保険者の資格又は標準報酬に関する処分（決定）に対する審査請求は、処分（決定）があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、審査請求することができません（社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第2項）。

また、再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内にしなければなりません。請求期間が経過したことについて正当な理由があると認められた場合は受理されます。これは審査請求の場合と同様です（社会保険審査官及び社会保険審査会法第32条）。

Q 7 審査請求の手続きはどのようにして行うのですか

A 7 審査請求又は再審査請求は、文書又は口頭ですることができます。

（※口頭の場合は、面談のうえ聞き取りした内容について、聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせを行ったうえで、陳述者とともにこれに記名、

押印することが必要となります。)

社会保険審査官に対する審査請求については、

- (1) 日本年金機構年金事務所が行った処分（決定）については、その日本年金機構年金事務所を管轄する地方厚生（支）局に置かれた社会保険審査官
- (2) 全国健康保険協会支部及び健康保険組合が行った処分（決定）については、その処分（決定）に関する事務を処理した全国健康保険協会支部及び健康保険組合の所在地を管轄する地方厚生（支）局に置かれた社会保険審査官

に対してすることとされています（社会保険審査官及び社会保険審査会法第3条）。

ただし、実際の請求に当たっては、次の機関を経由して請求しても差し支えないこととされています（社会保険審査官及び社会保険審査会法第5条第2項及び3項）。

- 1 処分（決定）に関する事務を処理した全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者
- 2 請求人の居住地の全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者

Q 8 全国健康保険協会及び日本年金機構等が行った処分（決定）について、社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決により、請求人が不服申立てした審査請求の内容が認められることになった場合はどのような手続きが必要ですか

A 8 社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決は、処分（決定）を行った全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者を拘束します。したがって、例えば、全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が不支給の決定をしたものについて社会保険審査官又は社会保険審査会が処分（決定）を取り消す決定又は裁決をしたときは、全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者は、その趣旨にしたがって支給の決定をなすことを要します。この場合、全国健康保険協会及び日本年金機構

等の各保険者はこれを不服として再審査請求をすることはできません。したがって、請求人が不服申立てした審査請求の内容が認められることになった場合は、何ら手続きをする必要は有りません。全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者は、社会保険審査官又は社会保険審査会の処分（決定）を取り消す決定又は裁決に基づき、処分（決定）の見直しをし、請求人へ通知することになります。

Q 9 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、処分（決定）があったことを知った日の取扱いについて教えてください

A 9 審査請求において、処分（決定）があったことを知った日とは原則次のとおりとされています。

- ① 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）に関する通知が送達されたとき。
- ② 全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）が法令に基づいて告示等の方法で公示されたときは、その公示の日（現実に知ったか否かを問わず）。

Q 1 0 審査請求書を郵送する場合において、審査請求期間には、郵送に要した日数は算入することができるものですか。また、郵便に要した期間に郵便の消印日は算入することができますか

A 1 0 社会保険審査官及び社会保険審査会法第 4 条第 3 項の規定により、審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算においては、郵送に要した日数は、算入しないとされています。

これは、郵送による場合の審査請求期間の計算については、請求書を発信した日までをその計算の基礎とする趣旨の規定であり、郵便の消印日は、通常、郵便を発信した日であることから、郵送に要した期間には

含まれません。

したがって、審査請求期間の計算に含まれる日は、処分（決定）を知った日の翌日から郵便の消印日までとなります。

Q 1 1 全国健康保険協会及び日本年金機構等が行った処分（決定）を受けた者に替わって代理人が審査請求をすることができますか

A 1 1 社会保険審査官及び社会保険審査会法第5条の2により審査請求は、代理人によって行うことができます。この代理人とは、本人との契約に基づき、本人の名で、かつ、本人に代わって、自己の意思で行為をし、又は受ける者です。

代理人は、当該審査請求に関する一切の行為を行うことができます。これは、委任の内容によって個々に権限の範囲を決定することとした場合、個々の行為について代理権の範囲であるかどうかを調査しなければならず、調査の結果行われた行為がその範囲外であれば、その行為を無効とし再度手続きをやりなおすこととなり、審理の手続きを迅速に進めるという要請に反することになりますので、権限の内容を画一化したものです。ただし、審査請求の取り下げを行う場合は、特別の委任を受けた場合に限り、行うことができます。

Q 1 2 利害関係人とは、どのような者が指定されますか

A 1 2 利害関係人とは、原則として請求人の審査請求を容認することによって不利益を受け、また棄却することによって利益を受ける者です。

具体的に利害関係人を指定するのは、被保険者等が資格又は標準報酬に関する処分（決定）に対する審査請求をしたときにその事業主に対して行う場合や、請求人である内縁の妻が遺族年金給付の支給に関する処分（決定）に対する審査請求をしたときに、戸籍上の妻に対して行う場

合などです。

Q 1 3 社会保険審査官が行う審査請求の対象とならないものとはどのようなものか具体的に教えてください

A 1 3

(1) 全体

- ・ 処分（決定） の行われていないもの
- ・ 陳情、要請（要望）に関するもの
- ・ 単に全国健康保険協会及び日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）についての説明を求めるもの
- ・ 不明な点についての回答を求めるもの及び調査を求めるもの
- ・ 現行の法律や政令・省令等に対する不服
- ・ 保険者の対応（説明誤り、説明不足を含む。） に対する不服
- ・ 保険者の不作為によるもの

(2) 健康保険関係

- ・ 被扶養者の認定に関するもの
- ・ 第三者行為による事故の求償に関するもの
- ・ 保険給付費（医療費）の返還に関するもの
- ・ 「医療費通知」「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関するもの

(3) 年金関係

- ・ 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正請求に係る決定に関するもの

（注） 地方厚生局長が行った年金記録の訂正請求に係る決定に対する審査請求先は、厚生労働省年金局事業企画課となります。（詳しくは関東信越厚生局年金審査課（048-600-0730）へお問い合わせください。）

- ・ 物価スライド特例水準に対する不服

- 老齢年金の年金額と、各期ごとの支払金額の年間合計額との差額に関するもの
- 障害給付に係る次回の診断書の提出について（お知らせ）における診断書の提出年月に関するもの
- 障害給付に係る診断書の記載内容に対する不服
- 障害給付に係る現況届による等級変更がないことに対する不服
- 国民年金保険料の過誤納における還付に関するもの